

令和4年8月29日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年8月10日から令和4年8月31日までの間、臨時特別協力要請を行っているところですが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9月30日まで要請期間を延長することとし、別紙のとおり改訂しましたのでお知らせします。

なお、県民の皆様へ基本的な感染防止対策等をお願いしている通常の協力要請についても11月30日まで期間延長することとしましたので、併せてお知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
県土整備部建築住宅課企画担当
TEL : 055-223-1730